

阿賀野市条例第8号

阿賀野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年阿賀野市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

団員には、次の表のとおり報酬を支給するものとする。

階級	金額	
	年額	
団長	年額	119,500円
副団長	年額	76,400円
分団長	年額	48,300円
副分団長	年額	41,800円
部長	年額	37,000円
班長	年額	37,000円
団員	年額	36,500円

第13条第2項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。